

佐賀県議会告示第1号

佐賀県政務調査費の交付に関する規程（平成13年佐賀県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年2月27日

佐賀県議会議長 石 井 秀 夫

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>佐賀県政務調査費の交付に関する条例</u>（平成13年佐賀県条例第29号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、佐賀県議会の議員の<u>政務調査費</u>の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会派結成届等)</p> <p>第2条 条例第4条第1項に規定する会派結成届は、別記様式第1号によるものとする。</p> <p>2 条例第4条第2項に規定する会派異動届は、別記様式第2号によるものとする。</p> <p>3 条例第4条第3項に規定する会派解散届は、別記様式第3号によるものとする。</p> <p>(会派の通知)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による通知は、別記様式第4号により行うものとする。</p> <p>(<u>政務調査費の請求</u>)</p> <p>第4条 条例第7条第1項から第4項までの規定による請求は、別記様式第5号により行うものとする。</p> <p>(<u>政務調査費の用途基準</u>)</p> <p>第5条 条例第8条の別に定める用途基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(証拠書類等の整理保管)</p> <p>第6条 会派の<u>政務調査費経理責任者</u>は、<u>政務調査費</u>の支出について会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>佐賀県政務活動費の交付に関する条例</u>（平成13年佐賀県条例第29号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、佐賀県議会の議員の<u>政務活動費</u>の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会派結成届等)</p> <p>第2条 条例第5条第1項に規定する会派結成届は、別記様式第1号によるものとする。</p> <p>2 条例第5条第2項に規定する会派異動届は、別記様式第2号によるものとする。</p> <p>3 条例第5条第3項に規定する会派解散届は、別記様式第3号によるものとする。</p> <p>(会派の通知)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、別記様式第4号により行うものとする。</p> <p>(<u>政務活動費の請求</u>)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規定による請求は、別記様式第5号により行うものとする。</p> <p>(証拠書類等の整理保管)</p> <p>第5条 会派の<u>政務活動費経理責任者</u>は、<u>政務活動費</u>の支出について会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を</p>

改正前	改正後										
<p>整理保管し、これらの書類を当該<u>政務調査費</u>の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(収支報告書の閲覧)</p>	<p>整理保管し、これらの書類を当該<u>政務活動費</u>の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(収支報告書の閲覧)</p>										
<p>第7条 条例第12条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の写しの閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。</p>	<p>第6条 条例第11条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の写しの閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。</p>										
<p>2 条例第12条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の写しの閲覧は、佐賀県議会の議長が指定する場所で、執務時間中に行ななければならない。</p>	<p>2 条例第11条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の写しの閲覧は、佐賀県議会の議長が指定する場所で、執務時間中に行ななければならない。</p>										
<p>別表 (第5条関係)</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 708 443 767">項目</th> <th data-bbox="443 708 1106 767">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 767 443 922">調査研究費</td> <td data-bbox="443 767 1106 922"> <p>会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う佐賀県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 922 443 1155">研修費</td> <td data-bbox="443 922 1106 1155"> <p>会派が行う研修会又は講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1155 443 1230">会議費</td> <td data-bbox="443 1155 1106 1230"> <p>会派が行う各種会議に要する経費 (会場費・機材借上費、資料印刷費等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1230 443 1401">資料作成費</td> <td data-bbox="443 1230 1106 1401"> <p>会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	調査研究費	<p>会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う佐賀県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)</p>	研修費	<p>会派が行う研修会又は講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)</p>	会議費	<p>会派が行う各種会議に要する経費 (会場費・機材借上費、資料印刷費等)</p>	資料作成費	<p>会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)</p>	
項目	内容										
調査研究費	<p>会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う佐賀県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)</p>										
研修費	<p>会派が行う研修会又は講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)</p>										
会議費	<p>会派が行う各種会議に要する経費 (会場費・機材借上費、資料印刷費等)</p>										
資料作成費	<p>会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)</p>										

改正前		改正後
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)	
広報費	会派が行う議会活動及び佐賀県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)	
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)	
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)	
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)	

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">会派名 代表者 印</p> <p style="text-align: center;">会派結成届</p> <p><u>佐賀県政務調査費の交付に関する条例第4条第1項の規定</u> により、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会派の名称 2 代表者の氏名 3 <u>政務調査費経理責任者の氏名</u> 4 所属議員数 5 所属議員氏名 別添名簿のとおり 	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">会派名 代表者 印</p> <p style="text-align: center;">会派結成届</p> <p><u>佐賀県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定</u> により、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会派の名称 2 代表者の氏名 3 <u>政務活動費経理責任者の氏名</u> 4 所属議員数 5 所属議員氏名 別添名簿のとおり

改正前

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

佐賀県議会議員
様

会派名
代表者 印

会派異動届

佐賀県政務調査費の交付に関する条例第4条第2項の規定
により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
<u>政務調査費経理 責任者</u> の氏名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名		

改正後

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

佐賀県議会議員
様

会派名
代表者 印

会派異動届

佐賀県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定
により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
<u>政務活動費経理 責任者</u> の氏名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名		

改正前

改正後

様式第3号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

年 月 日

佐賀県議会議長

佐賀県議会議長

様

様

会派名
代表者

会派名
代表者



会派解散届

会派解散届

佐賀県政務調査費の交付に関する条例第4条第3項の規定
により、下記のとおり届け出ます。

佐賀県政務活動費の交付に関する条例第5条第3項の規定
により、下記のとおり届け出ます。

記

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

改正前	改正後
<p>様式第4号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">佐賀県議会議長 氏 名 印</p> <p><u>政務調査費</u>の交付を受けようとする会派について</p> <p><u>佐賀県政務調査費の交付に関する条例第5条の規定により、</u> 下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添会派結成（異動、解散）届（写し）のとおり</p>	<p>様式第4号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">佐賀県議会議長 氏 名 印</p> <p><u>政務活動費</u>の交付を受けようとする会派について</p> <p><u>佐賀県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、</u> 下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添会派結成（異動、解散）届（写し）のとおり</p>

改正前	改正後
<p>様式第5号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">会派名 代表者 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度<u>政務調査費</u>請求書</p> <p><u>佐賀県政務調査費の交付に関する条例第7条第1項の規定</u> により、下記のとおり<u>政務調査費</u>を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 金 円 ただし、年 月分 ～ 年 月分(所属議員数 名)</p> <p>2 所属議員氏名 別添名簿のとおり</p>	<p>様式第5号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">会派名 代表者 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度<u>政務活動費</u>請求書</p> <p><u>佐賀県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定</u> により、下記のとおり<u>政務活動費</u>を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 金 円 ただし、年 月分 ～ 年 月分(所属議員数 名)</p> <p>2 所属議員氏名 別添名簿のとおり</p>

附 則

この告示は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。